



平成 25 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名	株式会社 ダイセキ環境ソリューション
代 表 者 名	代表取締役社長 二宮 利彦
コ ー ド 番 号	1 7 1 2 (東 証 ・ 名 証 各 第 一 部)
問 合 せ 先	取締役企画管理本部長 村上 実
電 話 番 号	0 5 2 (6 1 1) 6 3 5 0 (代 表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 5 月 22 日開催予定の当社第 17 回定時株主総会に「定款一部変更の件」の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社は、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成 25 年 3 月 29 日開催の取締役会において、平成 25 年 9 月 1 日を効力発生日として、1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）の変更及び第 7 条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。（本件株式の分割の実施及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。）

上記の変更に伴い、変更案第 8 条（単元未満株主の売渡請求）及び第 9 条（単元未満株主の権利制限）を新設するものであります。

(2) 法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で株主に対して提供したものとみなすことができる書類に、連結計算書類を現行定款第 15 条に追加するものであります。

(3) その他、条文の新設に伴い必要となる条文繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容につきましては、次のとおりであります。

（下線は、付議する議案の決議に係る変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 128,000 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 12,800,000 株とする。
(新設)	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。
(新設)	<u>(単元未満株主の売渡請求)</u> 第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主 は、その有する単元未満株式の数と併せて単 元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以 下、「買増し」という。）を当社に請求する ことができる。
(新設)	<u>(単元未満株主の権利制限)</u> 第 9 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる 権利以外の権利を行使することができない。

<p>第 7 条～第 14 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第 16 条～第 35 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p><u>（1）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>（2）取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>（3）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>（4）前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</u></p> <p>第 10 条～第 17 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、<u>計算書類及び連結計算書類</u>に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第 19 条～第 38 条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>1. 第 8 条及び第 9 条の新設及びこれに伴う条文の繰り下げは、平成 25 年 9 月 1 日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u></p>
--	---

（注）上記変更案記載の第 6 条の変更、第 7 条の新設及びこれに伴う条文の繰り下げにつきましては、平成 25 年 3 月 29 日の取締役会において決議しており、平成 25 年 9 月 1 日を効力発生日としております。

以 上